

長期優良住宅の普及に関する法律等の改正に伴う変更点について

1 施行日

令和4年2月20日施行

2 手数料条例改正の内容

長期優良住宅計画認定手数料を下記のとおり改正する。

(1) 当初申請		現 行 (旧)			R4. 2. 20 から施行 (新)	
戸数	工事種別	ア 技術的 審査適合証 がある場合	イ 住宅性 能評価書が ある場合	ウ ア及び イ以外の場 合	確認書又は 住宅性能評 価書がある 場合	左記以外の 場合
1 戸	新築	6,000 円	16,000 円	46,000 円	12,000 円	46,000 円
	増改築	9,000 円	—	—	18,000 円	69,000 円
2 戸から 5 戸まで	新築	12,000 円	58,000 円	108,000 円	22,000 円	108,000 円
	増改築	18,000 円	—	—	34,000 円	162,000 円
6 戸から 9 戸まで	新築	22,000 円	93,000 円	173,000 円	37,000 円	173,000 円
	増改築	33,000 円	—	—	56,000 円	260,000 円
(2) 変更申請		現 行 (旧)			R4. 2. 20 から施行 (新)	
戸数	工事種別	ア 技術的 審査適合証 がある場合	イ 住宅性 能評価書が ある場合	ウ ア及び イ以外の場 合	確認書又は 住宅性能評 価書がある 場合	左記以外の 場合
1 戸	新築	3,000 円	8,000 円	23,000 円	6,000 円	23,000 円
	増改築	5,000 円	—	—	9,000 円	34,000 円
2 戸から 5 戸まで	新築	6,000 円	29,000 円	54,000 円	11,000 円	54,000 円
	増改築	9,000 円	—	—	17,000 円	81,000 円
6 戸から 9 戸まで	新築	11,000 円	46,000 円	87,000 円	19,000 円	87,000 円
	増改築	16,000 円	—	—	28,000 円	130,000 円

※ 一部の認定審査手数料が増額する理由は、審査項目の追加により審査時間が増えるため。

※ 鶴岡市が認定できる長期優良住宅は、木造は床面積が 500 m²以下に限定されており、また、共同住宅等の認定基準が一戸あたり 55 m²以上必要であることから認定可能な最大戸数は 9 となる。

(3) 区分所有住宅の管理者等の選任に伴う変更	現 行 (旧)	R4. 2. 20 から施行 (新)
	—	2,000 円

※ 「区分所有住宅管理者等の選任に伴う変更」は分譲マンション等に関して、これまでは購入者が決定した場合に購入者個人による名義変更手続きが必要とされていたが、改正により管理組合等により一括して申請することが可能となった。

3 申請書類

- 申請書類に添付しておりました適合証ですが、改正後は長期使用構造等に適合していることの確認書または設計住宅性能評価書（長期使用構造等への適合の確認が行われたもの）を添付して頂くようお願い致します。
- 災害配慮状況調書（様式第 1 号）の追加。